

「命の糧」は自然の摂理にかなった農法から

(北見市 蝦夷農園 代表 北原 潤哉 氏)

1 経営の概要

(1)有機栽培経験年数 47年

(2)経営規模

経営面積 18ha (たまねぎ：17.7ha、ばれいしょ：0.3ha) すべて有機栽培

(3)労働力 14名(4戸) 雇用労働力(年間):約850人 法人経営

(4)主要作物の生産量(平成20年度)

作物	生産量(t)	単位収量(kg/10a)
たまねぎ	600	3,390



写真1「蝦夷農園」

2 有機農業取組の経緯等

(1)有機農業の取組動機

- ・新聞記者だった潤哉氏のお父さんが農業を継いだ時代(昭和36年)は、高度経済成長期のまただ中にあり、大きな公害問題も表面化し、有吉佐和子の「複合汚染」では環境に対する影響が大きく取り上げられ社会問題ともなっていた。
- ・農業の分野では農薬の影響により体調をくずす農家も少なくなかったことなどから、お父さんが問題意識を強く持ち、自然が本来持ち得る免疫力や抵抗力を最大限に引き出す農法を志し、現在は、潤哉氏が強い信念と先代からの思いを受け継ぎ「自然農法」を継続している。

(2)取組経過

- ・昭和36年にお父さんが「蝦夷農園」における自然農法の取組みを始めるが、当時の農協や周辺の農家などからはなかなか理解が得られなかった。
- ・まずは、ミミズもいない「死の耕地」を生き返らせるため、地力を回復する土づくりに努めた。
- ・栽培管理で最も大変だったのは除草作業であり、夏の間はほとんど除草作業に明け暮れる毎日となった。
- ・生産されるたまねぎは、最初はピンポン玉の大きさしか育たなく収量は大きく落ち込んだ。
- ・最初に生産物を購入してくれたのは「蝦夷農園」で農作業をしてくれていた方々で、“少し高いけれど安心して食べられる”と口コミで徐々に広がっていった。
- ・北原さんの「自然農法」無農薬のたまねぎは、一部の理解ある消費者に守られながら少しずつ販売量を伸ばしていった。
- ・昭和49年には口コミによる評判を聞きつけ、消費者運動のリーダーである札幌の市民生協から取引の申し出があり、「蝦夷農園」のクリーン農業は一気に発展を遂げることとなった。現在では「北原さんちのたまねぎ」として人気商品になっている。
- ・平成13年に有機JAS認定を取得。

- ・近年は、インターネットによる販売やたまねぎドレッシングの開発・販売などの高付加価値化の取組みも行っている。

(3)有機農業取組みの考え方

- ・食は人間が生きていくための基本。だからこそ、自然の摂理に逆らうことなく、作物自体の生命力を伸ばす農法が重要。
- ・自然から与えられた食物なのだから植物が生きていく力を手助けし、本来持ち得ている免疫力や抵抗力を最大限引き出すことによって作物を育てる。



写真2 選果作業（中央男性が北原さん）

(4)その他

- ・平成12年 全国環境保全型農業推進コンクール（優秀賞受賞）
- ・平成16年 第1回コープさっぽろ農業賞（北海道知事賞受賞）

3 有機栽培管理技術等の特徴

[有機栽培管理の概要]

たまねぎ

- ・品 種：カムイ（中早生種）、イコル（晩生種）
- ・作業体系：

3月（育苗）	5月上旬	7～9月	8月下旬	9月	10月
は種	移植	手取除草	根切り	収穫	調整・選別

- ・生産性：約3,390kg/10a（北見地区平均：5,733kg/10a）（H20年度）
規格LM主体

[栽培管理技術等のポイント、工夫]

(1)土づくり

- ・有機物の施用：有機物は、堆きゅう肥に含まれる雑菌（病原菌）をほ場に持ち込まないようにするため動物性有機物を施用せず、植物性のみを施用している。
- ・有機物の種類：米ぬか 80～100kg/10a（秋に施用）
なたね油かす 80～100kg/10a（春の定植前に施用）
- ・緑肥の作付け：3年に一度、収穫後に緑肥を作付ける。

(2)病害虫防除

- ・防除は行わない。
- ・病害虫の被害を受けたものはほ場外に搬出せずそのまま放置しておく。
（搬出するときに病気を拡大させないための配慮で、ほ場の一箇所を犠牲にすれば病気はそれ以上広がらないとの経験則による。）

(3)雑草対策

- ・一番労力のかかる作業で、作物の生育期間中に4回程度の手取り除草を行っている。
- ・雑草が種を付ける前に手取り除草を行うことで、雑草の発生量を少なくしてきた。

- ・たまねぎの手取り除草には、約 3 ヶ月間で 1 日当たり 10 ~ 12 人の雇用労働を導入している。

4 生産物の出荷・販売

(1) コープさっぽろ

- ・生産物の約 90% をコープさっぽろに出荷しており、コープさっぽろの宅配「トドック」では人気商品となっている。

(2) インターネット販売

- ・たまねぎ、ばれいしょ、にんじん、たまねぎドレッシングを全国発送している。

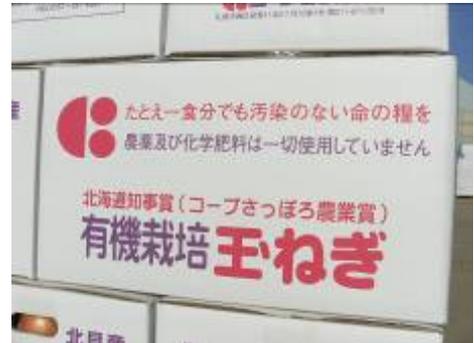


写真 3 たまねぎダンボール

5 消費者との交流の取組み

(1) コープさっぽろ組合員との交流

- ・組合員の農作業体験などの受け入れを積極的に行い、有機栽培の困難さや現状を理解してもらうとともに、安全・安心のPRに努めている。

(2) インターネットによる情報発信

- ・ホームページを作成し、「蝦夷農園」の有機栽培に取組む考え方や、作物の生産工程 商品の紹介 その他情報の発信を行っている。

6 生産者のつながり、関係機関・団体等との関わり

(1) 栽培仲間の拡大

- ・平成 16 年に「蝦夷農園」を法人化し、現在 4 戸 14 名で経営を行っている。

(2) 研修生の受入れと育成

- ・北海道立農業大学校及び東京農業大学などからの研修生を受け入れ、次代を担う農業青年の育成に努めている。

研修生受入れ実績

年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
人数(名)	1	1	2

(3) 有機栽培の普及

- ・各種講習会での事例発表や有機栽培に関する提案などを行ない、網走管内はもとより全道有機栽培の先駆者として後進の指導などに活動している。

7 今後の課題と方向

(1) 高付加価値への取り組み

- ・新たに開発した有機たまねぎを利用した「ドレッシング」の販売を促進する。

(2) 栽培品種の見直し

- ・現在は早生品種に主力をおいているが、たまねぎ本来の味覚と成分を追求する上での、貯蔵性の高い品種の導入と栽培方法の確立を図る。

(3)栽培作物の単一化

- ・これまで購入者の要望などによりたまねぎの他に若干ではあるが、ばれいしょ、にんじん、かぼちゃを栽培しているが、作業性において無理があるため、今後はたまねぎに専念する。

(4)有機栽培への支援・普及

- ・道立北見農業試験場の有機栽培ほ場調査に協力し、北海道全体が安全・安心な農産物を供給できる栽培技術の確立に協力する。
- ・新規有機栽培農家への助言と消費者への啓蒙活動を行う。



写真4 有機栽培ほ場全景

作成：網走農業改良普及センター

津別町有機酪農研究会の取り組み

～ 無農薬・無化学肥料栽培による循環型酪農～

（津別町 津別町有機酪農研究会会長 山田 照夫 氏）

1 経営の概要

(1)有機栽培経験年数 8年

(2)経営概況

生産者	サイレージ用 とうもろこし	草地 ・放牧地	経産牛 飼養頭数	年間出荷 乳量	労働力
山田 照夫	16.0 ha	14.8 ha	65頭	380t	4人
石川 賢一	9.0 ha	29.6 ha	43頭	300t	3人
今井 義広	7.2 ha	43.4 ha	54頭	310t	3人
清野 久平	10.3 ha	30.5 ha	42頭	280t	3人
後藤 憲司	10.3 ha	25.0 ha	27頭	160t	2人
合計	52.8 ha	143.3 ha	231頭	1430t	-

H18年 飼料作物面積は全て有機栽培

2 有機農業取組の経緯等

(1)有機農業の取り組み動機と考え方

- ・経営安定のため乳牛を増頭した結果、10数年前から施設外に流れ出すふん尿が悩みの種であった。
- ・また、化学肥料・農薬が普及する中で、川の魚が減るなど自然界の変化を感じ、「これで良いのか」と考えるようになった。
- ・その頃、網走開発建設部の事業で、家畜尿を微生物により曝気・分解する「自然浄化リアクターシステム」(ゆう水)を設置したのをきっかけとして、自然農法・有機農業に関心を持つようになり、有機による酪農経営という北海道初の取り組みにチャレンジした。

有機酪農研究会の設立背景

- ・「放牧酪農」の実践
- ・全道上位の乳質
- ・自給飼料を主体とした「こだわり牛乳」生産の道を検討
- ・明治乳業が北海道内で有機牛乳に取り組む産地を探していた
- ・「有機牛乳」生産を目指して20戸で研究会設立

有機の認証を受けた牛乳出荷を目指す



図1 有機酪農研究会設立背景

写真1 ゆう水システム

(2)取り組み経過

- ・平成12年 酪農家20戸で「有機酪農研究会」設立、一部会員で有機試験栽培
- ・平成13年 全会員の一部ほ場で飼料作物有機栽培試験実施
- ・平成14年 全ほ場で有機栽培開始(この年から会員8名となる)
- ・平成16年 JAS 有機栽培ほ場認定の取得

- ・平成17年 濃厚飼料を含めて完全有機転換（この年から会員5名となる）
- ・平成18年 日本初の有機畜産物（牛乳）のJAS認定取得
「オーガニック牛乳」販売開始
- ・平成20年 大豆、穀物の有機栽培試験開始、コープさっぽろ農業賞大賞受賞
有機畜産物(肉用牛)のJAS認定取得

3 有機栽培管理技術等の特徴

[有機栽培管理の概要]

(1)サイレージ用とうもろこしの有機栽培

- ・全てのほ場で化学肥料を一切使用せず、堆肥・尿・鶏ふんを施用
- ・品種：85日～90日クラス、播種：5月下旬～、収穫：9月下旬～
- ・有機栽培開始当初はコーンが腰の高さまでしかない惨憺たる結果となり、収量の大幅減、雑草の繁茂が大きな課題であった。
- ・その後、土壌診断を全ほ場で行い、有機肥料の投入量を増やし、除草体系を確立した結果、4年目にはほぼ慣行栽培と遜色ない収量が確保できるようになり、現在では慣行栽培以上の収量となっているほ場もある。



写真2 有機転換当初のコーン畑



写真3 現在のコーン畑

(2)牧草の有機栽培

- ・とうもろこし同様に堆肥・尿と鶏ふんを施用している。
- ・取り組み開始当初は、慣行栽培の3分の1の収量となったほ場もあったが、土壌診断による施肥、牧草の追播等により、慣行栽培と同等の収量が確保出来るようになった。

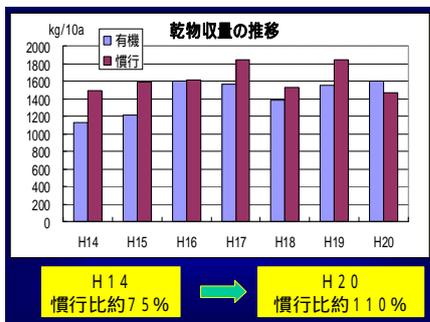


図2 コーンの乾物収量推移（慣行栽培比較）

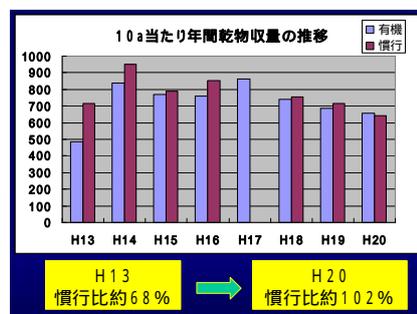


図3 牧草の乾物収量推移（慣行栽培比較）

(3)乳牛の有機管理

- ・有機栽培による自給粗飼料と、有機認定された濃厚飼料を給与している。
- ・薬剤を極力使用せず、乾乳軟膏も使用していない。獣医師の診断のもと、薬剤を使用した場合の休薬期間は通常の2倍もうけている。

- ・会員全戸で放牧を実施し、牛舎内の石灰塗布など衛生管理に最善の注意を払っている



写真4 明るく清潔な牛舎



写真5 牛にやさしい放牧実施

[栽培管理技術等のポイント、工夫]

(1)土づくり

- ・土壌診断を実施し、ほ場の状況によって有機物を施用している。
- ・主な施肥方法 サイレージ用とうもろこし：堆肥3 t、鶏ふん200kg
牧草：尿2 t、鶏ふん100kg

(2)雑草対策

サイラージ用とうもろこしの雑草対策

- ・シロザ、イヌビエ、アオビユが主な雑草で、カルチベーターによる除草とほ場端の手取り除草を行っている
- ・カルチ掛けは、は種後5日目前後に初回のかぶせを行い、以後7葉期位までに4回程度除草する。雑草が一斉に発生する時期に行う。

牧草の雑草対策

- ・裸地にギシギシ類などの雑草が混入するため、マメ科牧草を中心に追播による簡易更新を行っている。



写真6 カルチベーターによる機械除草



写真7 赤クローバー追播ほ場

4 生産物の出荷・販売

- ・平成18年より「明治オーガニック牛乳」として販売している。
- ・乳業工場でも有機加工食品(牛乳)JAS認定を取得し、会員5名の生乳は一般の生乳の前に処理している。
- ・メーカーがプレミアム乳価を付加してホクレンから購入する形をとっており、生産者手取り乳価、販売価格ともほぼ一般牛乳の倍となっている。
- ・北海道内限定販売で、コープの注文販売を中心に道内の主要店舗(スーパー)でも販売している。

5 消費者との交流の取組

- ・消費者に広く有機及び酪農を知ってもらうために全会員で道が進める「ふれあいファーム」の登録を受けるとともに、代表の山田氏は中央酪農会議が進める「酪農教育ファーム」の認証も取得している。
- ・ヨーグルト作り体験、乗馬体験、搾乳体験などの受け入れや、視察、牧場フェスティバルの実施により、年間のべ約1000人を交流として牧場に受け入れている。



写真6 牧場敷地内での交流パーティー



写真7 消費者への酪農教室



写真8 子供達に搾乳体験

6 生産者のつながり、関係機関・団体等との関わり

- ・生産者5名に加えて、農協、津別町、乳業メーカー、農業改良普及センター、試験場、支庁、家畜保健衛生所、大学などの協力・ネットワーク化を図り、様々な検討会議を設けている。

7 今後の課題と方向

- ・「オーガニック牛乳」を生産・販売するという目標は達成されたが、今後、より多くの消費者に信頼され安定的に牛乳を生産することが求められている。
- ・有機酪農研究会では、平成19年に、7年後を目標に自給率100%・地域循環酪農を目指した計画を策定し、取組を進めている。

[課題解決の方策]

- (1)効率的に自給飼料を利用するため、飼料が不足している会員への補完、貯蔵施設共有化の仕組みを整備する。
- (2)実取りコーンや新規穀物の栽培等によって購入飼料依存度を下げてコスト低減を図る。
- (3)将来的には、給与飼料の100%国産化を目指す。

作成：網走農業改良普及センター

自然のサイクルを最大限に活かした有機農業を実践

(安平町 ^{むかう}無何有の郷農園 ^{しょうじ}小路 健男 氏)

1 経営の概要

- ・平成3年に新規就農、耕地面積2.2haで採卵鶏600羽の平飼いを中心とした水稲・野菜の複合経営を始める。
- ・平成13年にJAS有機認定を受け、現在2.75ha全てのほ場で環境への負担が少ない循環型農業を実践している。
- ・労働力は経営主と妻、不定期ではあるがパート1名(3時間程度/日)と実習生を受け入れている。
- ・土壌は作土が深い砂壤土であり、排水性が良いことから、根菜類の栽培が可能である。



写真1 小路健男氏



写真2 農場の全体風景

表1 経営面積と目標生産量(調査年度:平成20年度)

作目名	作付面積 ha	目標収量 kg/10a	作目名	作付面積 ha	目標収量 kg/10a
水稲	0.4	420	ばれいしょ	0.2	2,000
にんにく	0.2	1,000	大豆他	0.2	210
長いも	0.15	1,500	かぼちゃ	0.1	1,500
ごぼう	0.2	2,000	緑肥	0.3	-
にんじん	0.4	2,500	採卵鶏	600羽	-
ヤーコン	0.1	2,000			
レタス	0.5	2,500	合計	2.75	-

表2 施設機械の所有状況

トラクター(2)
 トレンチャ(1)、ロータリー(2)、プラウ(2)、サブソイラー(1)、カルチベーター(1)
 培土機(1)、ライムソワー(1)、ブロードキャスター(1)、マニュアルプレッダー(1)
 ユンボ(1)、他
 コンバイン(1)、バインダー(1)、スレッシャー(1)、ディガー(1)

()は所有台数を示す。

2 有機農業取組の経緯等

- ・茨城県のサラリーマンの家庭に育ち、公害や環境汚染を目にする中で環境に負荷をかけない仕事に憧れ、地元の有機農業を実践している農家で3年間実習した。
- ・その後、軽トラックで寝泊まりしながら各市町村の農業委員会や売り先を探し歩いた。就農地は直売に有利な札幌市近郊と考え、平成3年に現在の安平町に新規就農した。
- ・JAS有機認証制度が始まると同時に認定を取得（平成13年）した。
- ・JAS有機認定を取得した農家が集まり、有機農産物を多量に販売できる体制や販売ルート拡大、栽培技術の向上を目的に平成13年に北海道有機農業協同組合を設立し、現在は代表として組織を牽引している。

3 有機栽培管理技術等の特徴

[有機栽培管理の概要]



図1 有機栽培の概念図

- ・慣行栽培と比べ収量は、総体で8割程度確保している。（冷害時の減収割合が少ない）
- ・有機農業技術の取得方法は北海道有機農業協同組合会員からの情報収集、有機栽培を実践している先輩農家の実践事例を習得し、栽培技術を構築している。
- ・採卵鶏と水稲・野菜の複合経営により有機物をほ場内で循環し、長期輪作体系の維持によって健康な農作物を育てている。

表3 品目毎の栽培内容（調査年：H20年）

品目名	作型	品種	種子	は種期間	収穫	
					期間	方法
水稲	移植栽培	ななつぼし	購入+自家	4/中	9/下	ハイター刈
にんにく	露地マルチ	杓付六片種	自家	9/中	7/下	人力
長いも	露地	-	購入+自家	5/中(植付)	11/上~	ユンボ
ごぼう	露地	柳川理想	購入	6/上	9/下~11月	ユンボ
にんじん	春夏まき	ベータ312 紅あかり	購入	5/上	8/中~11月	人力
ヤーコン	露地	-	自家	6/中	10/下~11月	人力
レタス	露地	ノーチップ マリノレタス	購入	5/上~7/下	7/下~10月	人力
ばれいしょ	露地・普通栽培	キタアカリ とうや	購入+自家	5/上	8/下~9月	ディガー掘 人力
大豆		-	購入	5/下	10/下	人力
かぼちゃ	露地	味平 とっておき	購入	6/上	9/下	人力
緑肥		(えん麦、小麦)	購入	6/上	(8/上)	(鋤き込み)

水稲は収穫後、天日干ししている

[栽培管理技術等のポイント、工夫]

(1)土づくり

- ・平飼い養鶏で卵を生産し、田畑を組み合わせた有畜複合小規模経営であり、農園内での循環型農業を実践（鶏ふんを田畑へ、田畑からエサや敷ワラを養鶏へ、必要堆肥量にあった鶏を飼育）している。
- ・鶏ふん堆肥は、2年間寝かせて圃場に還元しており、土壌診断によって土の養分バランスに注意し、ほ場と作目によって鶏ふん堆肥と有機肥料を使いわけている。
- ・緑肥は、にんにくの前作にイネ科緑肥を導入している。

表4 品目毎の肥培管理（調査年：H20年）

品目名	鶏糞堆肥		有機肥料			特定資材の使用	土層改良の施工
	施用量 t/10a	施用時期	肥料銘柄	施用量 kg/10a	施用方法		
水稲	0	-	ぼかし	120	全面施用	なし	サブソイラー
にんにく	4.5	春施用	ぼかし	300	全面施用	〃	〃
長いも	0	-	ぼかし	140	作条施用	〃	〃
ごぼう	2.5	春施用	ぼかし	140	全面施用	〃	〃
にんじん	3	春施用	ぼかし	70	全面施用	〃	〃
ヤーコン	3	春施用	ぼかし	120	全面施用	〃	〃
レタス	3	春施用	ぼかし	100	作条施用	〃	〃
ばれいしょ	0	-	ぼかし	120	作条施用	〃	〃
大豆	1.5	春施用	ぼかし	60	全面施用	〃	〃
かぼちゃ	4	春施用	ぼかし	100	全面施用	〃	〃
緑肥	2	春施用	-	-	-	〃	〃

(2)病虫害防除

- ・病害：有機農業は、土が健全になり作物が健康になるので基本的に病気は少ないが、ばれいしょ疫病が発生した場合は、塊茎腐敗が発生するので収穫しない。
- ・害虫：害虫がつきやすい野菜は、防虫ネットを使用し食害を防いでいる。過去に菜豆でタネバエが発生し、まき直したことがある。

(3)雑草対策

- ・労働力を要する作業であるが、雑草の発生初期のタイミングを逃さないよう注意し、機械除草と手取り除草で雑草を抑えている。
- ・にんにくは、生育期間が長いことからビニールマルチを使用している。
- ・水稲は、アイガモを利用している。



写真3 にんにくはマルチ栽培



写真4 手取り除草後のにんじん

(4)その他

- ・鶏には野菜くず、魚粕、米ぬかなど15種類の材料を成育に合わせた自家配合飼料を給

与している。

- ・冬場でも採卵率を下げないよう雛の時から食い込みのよい健康な鶏の育成に努めている。

4 生産物の出荷・販売

- ・販売先の9割は北海道有機農業協同組合を通じ、コープさっぽろや有機農産物販売店に卸している。残りは直売で販売しているが、今後はインターネット販売の充実を狙っている。
- ・基本的に農産物の規格分けをしないことで生産性をカバーし、販売単価を自ら決定することにより、再生産可能な収入を得ている。
- ・自給自足の生活を楽しむ観点から、儲け主義は志向せず、消費者からの応援が生活の糧になっている。
- ・地元JAへの農畜産物出荷はないが、組合員であり生産資材等を調達している。

表5 有機JAS格付実績

年次	格付実績量	年次	格付実績量	年次	格付実績量
H17	17,136kg	H18	15,207kg	H19	26,916kg

5 消費者との交流の取組

- ・就農当初から消費者を招いて、田植えや野菜の収穫体験を実施し、農業作業の充実感や収穫の喜びを伝えている。
- ・有機農業等の研修会講師やパネラーに積極的に応じ、循環型農業の素晴らしさをPRしている。



写真5 ヤーコンの収穫体験 (小路氏)



写真6 消費者との交流会 (小路氏)

6 生産者のつながり、関係機関・団体等との関わり

- ・農業実習の受入れにより、すでに2名が道内で新規就農している。
- ・関係者の視察研修や農業大学校農業実習生の受入れを通じ、有機農業を普及している。

表6 役職等

役職等	北海道有機農業協同組合 代表理事組合長、安平町議会議員
表彰	第2回コープさっぽろ農業賞・会長賞受賞
登録	北海道食づくり名人 (北海道登録)

7 今後の課題と方向

- ・消費者ニーズに応えた有機農産物の作付け (すぐには作付けできないので、時間が必要である)
- ・市民農園の開設 (お米つくりませんか等)
- ・有機農産物作付面積の拡大

<作成：胆振農業改良普及センター>

有機農業は自然サイクルが最も大切

(幕別町 トカプチ有限会社 森 茂樹 氏)

1 経営の概要

- (1)有機栽培経験年数 約 25 年
 (2)経営規模 110.8ha (全面積有機栽培)
 (3)労働力 家族労働 2 人、雇用労働は 3 人/日、パート 15 名で年間雇用している。
 (法人化により、雇用の確保が十分できるようになってきた。)
 (4)作物作付面積及び生産量 (平成 20 年)

品目	作付面積	品 種	生産量(kg/10a)	総生産量
大豆	52.0 ha	ユキホマレ	210 kg	109 t
小豆	12.5 ha	紫早生	300 kg	38 t
金時	8.0 ha	大正金時	210 kg	17 t
秋まき小麦	13.7 ha	ホクシン	420 kg	58 t
秋まき小麦	5.8 ha	キタノカオリ	462 kg	27 t
ごぼう	5.9 ha	柳川理想	2,800 kg	165 t
長いも	1.7 ha	1066(渡邊種苗)	1,500 kg	26 t
大根	0.1 ha	宮重	3,500 kg	4 t
白菜	0.1 ha	早生50日白菜	1,700 kg	2 t
緑肥	11.0 ha	ハイオーツ・ニューオーツ		
合計	110.8 ha			

2 有機農業取組の経緯等

(1)有機農業の取組動機

- ・農薬によるアレルギー体質であることと、昔ながらの農産物の味を伝えたいこと、自ら食したいとの思いから有機農業への取組を始めた。

(2)取組経過

- ・ 25 年前から肥料・農薬を低減して、てん菜・ばれいしょ・ごぼう・大根・白菜など(10 品目)(現在の特別栽培)を作付けしていた。その後、畑作物を中心として機械化された作業体系のもとで面積拡大を図ってきた。
- ・循環型農業を意識し、有機質が豊富な十勝だから大規模で実践していけると考えている。
- ・昔、河川の氾濫により今まで作り上げてきた土地が埋ってしまい、一般の土改剤での改良をあきらめ、堆肥の投入を増加し、微生物の力を利用した「微生物農法」に取り組んだ。その後、土壌をどう回復させるかに苦労し、一時は農業を辞めることも考えた。
- ・平成 12 年に有機 JAS の認定を取得。

(3)有機農業取組の考え方

- ・有機野菜が標準的な野菜(食物)となるように販路の拡大に取り組むとともに、十勝で有機栽培農家を増やすために、農場で一貫した研修と担い手の育成にも力を入れている。
- ・こだわりは、有機質資材の積極的利用(堆厩肥とぼかし)による取り組みである。
- ・「堆厩肥」は、土壌の物理性改善、透・排水性の向上を目的として各作物の収穫が終了した時点で施用する。

- ・「ぼかし」は、微生物の活性を促すための資材と考えている（微生物が活動することにより作物が吸収できる養分が生成されるため「ぼかし」は微生物へのエネルギー源である）。
- ・主役は「作物」で生産者はそのお手伝いをしているだけである。

3 有機栽培管理技術等の特徴

[有機栽培管理の概要]

大豆（ユキホマレ）

- ・半不耕起栽培で実施している（パワーハローで整地し、その後は種）。
- ・種子準備において、松節油（ウインドスター889）を使用している。
- ・は種は、欧州製プランターで5月中旬に実施している（畝幅×株間＝66cm×7cm・1粒まき）。

その他豆類

- ・栽培は大豆の栽培に準ずる。
- ・栽植密度は、菜豆7cm、小豆5cm。
- ・品種は、小豆（紫早生）金時（大正金時）。

秋まき小麦（ホクシン・キタノカオリ）

- ・9月中旬は種。
- ・根雪直前に朶がら酢（クリーンプラント）を使用している。
- ・起生期の微生物活性のため、ぼかし肥料（エバーアミノ）を使用している。
- ・出穂期以降に松節油を利用している。
- ・収穫後の乾燥は近隣の農家に委託している。

ごぼう

- ・4月下旬には種し、8月下旬から収穫する。

長いも

- ・2月下旬から自家種子準備を始めて、催芽を3月下旬から実施、5月上旬から植付けを行う。
- ・6月中旬に支柱立て・ネット張りを行う。
- ・8月上旬中にぼかし液肥（活性剤）により、草種の発芽を促進させ、除草を行っている。
- ・収穫は11月上中旬に行う。

白菜

- ・ほぼ直播栽培にて実施している。

[栽培管理技術等のポイント、工夫]

(1)土づくり

- ・堆厩肥は、化学合成剤が投入されていない牛糞バーク・牛糞麦稈・豚糞バーク・鶏糞などの多種の資材を使用している（年間の使用量として2,500tを使用するため堆厩肥の資材は多岐に渡る）。



写真1 半不耕起後



写真2 秋まき小麦の生育状況



写真3 ほ場における堆厩肥

- ・ぼかしは、有機質（動物系＋植物系）を混合した資材を使用している。
- ・土づくりは「微生物を活発化させること」と考えている。
- ・有機物の施用方法
ぼかしは、マニュアルスプレッダーと専用のライムソー(有機ペレットが散布できるタイプ)で施用
堆厩肥はマニュアルスプレッダーで 1.5 t / 10a 施用するが、堆厩肥の成分により施用量を加減している。

(2)病虫害防除

- ・有機農業は「自然サイクル」が最も大切であり、ほ場での生態バランスを作りながら圃場環境全体を通して自然に近い状態に整えることが重要と考えている。
- ・ほ場環境を整えると防除は必要ないと考えている。
- ・病虫害への対策は、圃場周辺を含む環境を整えることが重要との考えから「環境づくりと圃場周辺を含む観察」から判断している
(例：害虫天敵の共生を図っている)
- ・その他として、害獣（鹿）に対する対策も今後検討が必要となっている。



写真4 野菜類におけるコンパニオンプランツ

(3)雑草対策

- ・有機農業は「自然サイクル」が最も大切であり、適期に作業が行えれば除草は必要最低限の実施で問題ないと考えている。
- ・どの作物においても、ほ場準備から収穫までの一連の流れを通して、雑草抑制を考えている。
- ・新規ほ場は、中耕除草の回数を増やせば効果は上がるが、面積が増加するとその取り組みが難しくなる。
- ・除草手法として、「中耕除草の回数増加」・「土壌処理剤的資材利用（現在試験中であるが、「EM活性剤」を利用。効果は「雑草の発芽を促進させ、機械・手取除草にて除草していく手法」(適期に行えば機械除草だけで除草は済む))」の2通りがあり、選択し使い分けている。
- ・豆類では、生育初期における除草作業は、機械除草（キューホー・草カルチ）を中心として出芽後から7～10日間隔で行う。機械除草は5回、手取り除草は概ね2回程度行う。



写真5 害虫天敵の共生

(4)その他

- ・松節油・初がら酢等の資材を使用している。

4 生産物の出荷・販売

- ・穀類は、「(株)アグリシステム」、野菜類は「MOA」「個人顧客」(持続ネットワーク(個人顧客のネットワークグループ)にも)に販売している。



写真6 大豆の収穫

- ・販売先との取り決めは、野菜は「野菜標準全道統一規格（ホクレン）」に準じている。また、穀類については全量出荷し調整は業者で行っている。
- ・産直における野菜類販売は、MOAを通じて「帯広」「釧路」などに販売されている。
- ・ごぼうの加工品として自家加工にて「十勝ゴボウ」珈琲として販売している。販売先は提携店とネット販売を行っている。また、長いもを原料出荷し、惣菜用として販売している。

5 消費者との交流の取組

- ・十勝管内の消費者グループ（自治会組織・帯広食育美食ネットワークなど）と「食育」・「地消産地（地元消費者が地元産地を支えるという意味）」を目的に年3回程度、収穫体験・講演の取組みを行っている。

6 生産者のつながり、関係機関・団体等との関わり

- ・十勝有機ネットワークの会員として、年4～5回の交流・情報交換会に参加している。

7 今後の課題と方向

- ・草対策として根際における選草（弱草）選抜を確立すること。
- ・各作物の安定生産を目指している。
- ・資材を全く投入しない農業体系の確立を最終目標としている。

作成：十勝農業改良普及センター

健康な大地を取り戻す有機農法に取り組む

(大樹町 十勝野菜村 遠藤 内查勝 氏)

1 経営の概要

- (1)有機栽培経験年数 約 25 年
- (2)経営規模 2.9 ha (全面積有機栽培)
- (3)労働力

家族労働 4 人 (子 2 人)、雇用労働は 4~5 人/日で春から秋まで雇用している。

- (4)作物作付面積及び生産量 (平成 20 年)

品目	作付面積	品 種	生産量(kg/10a)	総生産量
かぼちゃ	11ha	九重栗	818 kg	90 t
にんじん	6ha	夏蒔き鮮紅5寸	1600 kg	100 t
春まき小麦	3ha	春よ恋	60 kg	1.8 t
大豆	4ha	ユキホマレ	60 kg	2.4 t
牧草	5ha		1ロール / 10a	500 ロール
肉牛繁殖	100頭		目標1産 / 10a	
ばれいしょ	0.5ha	キアカリ 33a	480 kg	1.6 t
		ホカインガネ 17a	470 kg	0.8 t
秋まき小麦	2ha	キタノカオリ	(H21年産)	

2 有機農業取組の経緯等

- (1)有機農業の取組動機

- ・ある雑誌で「50 年化学農薬・化学肥料物質を使用していると、畑が砂漠化する」という記事を読み、この本から自然の大切さを痛感したことから有機農業の考え方が始まった。

- (2)取組経過

- ・元々は、酪農専業であったが、昭和 57 年頃から有機農業に取り組み始めて、平成元年に酪農を止めて、有機農業の畑野菜専業に転換した。
- ・ほ場作りのためには有機質が重要との考えから、平成 3 年に肉牛(繁殖)を導入している。
- ・平成 12 年に有機 JAS の認定を取得。

- (3)有機農業取組の考え方 (こだわり)

- ・人は作物の生命を頂いて、命を育てている。その作物が主役であり、人間は作物の生育を阻害しない。その結果、作物の生育状態により年ごとのほ場状態を教えてくれる。「生命力ある農産物の生産」にこだわり、営利だけを求めている。

3 有機栽培管理技術等の特徴

[有機栽培管理の概要]

にんじん（夏播き鮮紅 5 寸）

- ・は種は、5 月下旬～7 月中旬に 7～10 日置きに 1 期当たり 40a を実施（12 作型）する。
- ・は種方法は、シードテープ（認証資材）を使用する。（畝幅×株間 = 30cm × 6cm）
- ・栽培方法は、5 月下旬までマルチを使用する。
- ・収穫は手堀で 10a/日を毎日行う。
収穫量は 1600kg/10a 程度。



写真 1 にんじんの収穫

かぼちゃ（九重栗）

- ・は種は、5 月下旬～6 月中旬
- ・マルチ栽培直播。整枝はなし。追肥は行わない。
（畝幅×株間 = 3 m × 60cm）
- ・収穫作業は 9 月 20 頃から行い、出荷は 9 月 30 日頃から行う。

大豆（ユキホマレ）

- ・は種は、5 月下旬に 2ha/日を総合は種機で行う。は種量は 6kg/10a

ばれいしょ

- ・植え付けは 5 月上旬に行う。3400 株（畝幅×株間 = 72cm × 40cm）
- ・植え付け後 7 月中旬頃より疫病が発生する。

小麦（春よ恋）

- ・は種は、4 月中旬にバラ蒔き。
- ・9 月中旬に収穫（地干し）

[栽培管理技術等のポイント、工夫]

(1)土づくり

- ・堆肥は、自家牛糞堆肥(尿・麦稈を含む)にフスマ、米ぬか、トウモロコシの茎葉、うに殻、魚の内臓・頭などを混ぜて発酵させる（広尾町の水産会社で借りた場所で一次発酵を行う）
- ・にんじんには完熟堆肥、南瓜には半熟堆肥(出来れば完熟)を全層施肥にて 2t/10a を施用する。
- ・麦類、豆類、ばれいしょは、上記堆肥をペレット状（自家にて作成）にしたものを使用する。

作物	施用方法	施用量	備考
小麦	全層	100 kg/10a	ブロードキャスター使用
豆類	作条	100 kg/10a	
ばれいしょ	作条	60～70 kg/10a	

- ・牧草には、2～3 t/10a 堆肥を投入している。
- ・今後は、堆肥だけではなく、緑肥も導入していきたい。
- ・基本的に毎年できた堆肥を全量ほ場に投入している。

(2)病虫害防除

- ・防除は一切行っていない。

(3)雑草対策

にんじん

- ・にんじんの生育初期における除草作業は、機械除草（キューホーを平成 20 年から導入）と手取り除草で出芽後から 7 ~ 10 日間隔で行う。
- ・機械除草は 3 ~ 4 回、手取り除草は概ね 2 回程度 8 月中旬まで行う（1 回目は 3a/日程度。2 回目は草量が減るため、5a/日程度まで可能）。

かぼちゃ

- ・かぼちゃの除草は、株元を手取り 1 回。畝間をロータリで 7 ~ 10 日間隔で 5 ~ 6 回、蔓が伸びて通路がふさがるまで行う。

大豆

- ・大豆は、出芽後から機械除草（カルチ）で 7 ~ 10 日間隔で 5 ~ 6 回機械除草ができるまで行う。
- ・株間をホーで除草する（機械除草がうまくいけば実施しない）。
- ・手取り除草は 1 回。

ばれいしょ

- ・ばれいしょは、萌芽後メクラ培土、半培土、本培土で除草も兼ねる。

小麦

- ・小麦は、7 ~ 8 月頃に数回手取り除草を行う。

4 生産物の出荷・販売

- ・販売先は自然農法販売協同機構に出荷。
- ・販売先との取り決めは、特に決まっていないが、割れ・腐敗の混入をしない。
- ・産直を昔は行っていたが、作業が忙しくて現在は行っていない。
- ・主にかぼちゃ・にんじんは、規格外品なども重要なエネルギー（食物）として、平成 19 年から試作的に加工（野菜パウダー（自家加工）乾燥切り干しにんじん）を実施しており、帯広、札幌、本州方面へ販売している。

5 消費者との交流の取組

- ・インカルシペ（民宿）の方と共同で、地元の消費者協会と連携して、野菜パウダーの試作品の試食会などを行っている。

6 生産者のつながり、関係機関・団体等との関わり

- ・陽光農法研鑽会として年 2 回（11 月・2 月頃）勉強会を行っている。
- ・十勝有機ネットワークの会員になり、情報交換などを行っている。

7 今後の課題と方向

- ・基幹品目のにんじん・かぼちゃの生産量は安定してきたが、畑作物の生産が不安定であるため、畑作物の生産を安定させたい。
- ・すべてのものに愛情を注いでいくことにより健康な大地を取り戻すことを基本とした有機農法を実施していく。
- ・有機農業に取り組む人を増やしてほしい。

作成：十勝農業改良普及センター

安全・安心な農産物を

より多くの消費者に届けたい

(恵庭市 ^{よご}余湖 智 氏)

1 経営の概要

特別栽培経験年数	経営規模(うち特別栽培)	労働力(人)	備考
30年	55.28ha(33.3ha)	5人	パート58人

主な作物名	作付面積・(うち特別栽培)		生産量(10a当り)・(うち特別栽培)	
こまつな	10.0 ha	(9.8 ha)	3,830 kg	(3,830 kg)
だいこん	9.7	(9.7)	3,557	(3,557)
にんじん	3.7	(3.7)	3,643	(3,643)
白かぶ	4.7	(4.7)	2,857	(2,857)
大豆	5.2	(5.2)	155	(155)

2 特別栽培取組の経緯等

(1) 取組みの動機・経過等

- ・約30年前から消費者と交流を行っており、当時、消費者から「安全・安心な農産物を食べたい」という声がかきつけ、昭和58年特別栽培(減化学農薬・減化学肥料)による野菜栽培を取り組み始めた。
- ・経営面積は年々増え続け、現在40種類を超える多品目の野菜を栽培している。
- ・消費者に安定供給を確保するため、特別栽培で生産している農業者と提携してグループを組み安定生産を行っている。



写真1 余湖 智さん(右端)



写真2 (有)余湖農園の看板

3 特別栽培管理技術等の特徴

[特別栽培管理の概要]

こまつな

作型	品種	は種期	収穫期	保温条件
ハウス (4・5月どり)	河北、わかみ、 W336 小松	2/上旬~3/上旬	4/上旬~5/上旬	トンネル・マルチ
露地	菜	4/8~9/15	5/20~11/20	トンネル・マルチ・パオパオ

だいこん

作 型	品 種	は 種 期	収 穫 期	保 温 条 件
トンネル	涼太	4/10～5/4	6/15～8/10	トンネル・マルチ・ハ°ハ°オ
露地・春蒔き	晩抽喜太一 美春	5/10～6/12	7/10～8/12	5/10～5/16 マルチ・ハ°ハ°オ 5/16～6/12 マルチ
露地・夏蒔き	夏つかさ 秋いち	6/12～8/11	9/1～10/30	

にんじん

作 型	品 種	は 種 期	収 穫 期	保 温 条 件
露 地	ベーター312 向陽2号	4/23～6/3 4/23～7/5	8/1～10/30	4月中ハ°ハ°オ

白かぶ

作 型	品 種	は 種 期	収 穫 期	保 温 条 件
トンネル	C R鷹丸 C Rもちばな	4/18～9/5	6/8～10/30	4/18～4/25 トンネル・マルチ・ハ°ハ°オ 4/25～4/28 マルチ・ハ°ハ°オ
露 地		6/5～9/1	7/20～10/30	9/3～9/5 マルチ

大 豆

作 型	品 種	は 種 期	収 穫 期	保 温 条 件
露 地	ユキホマレ・ツルムスメ	5/14	10月下旬	

[栽培管理技術等のポイント、工夫]

(1)土づくり

- ・連作障害を回避するため、業者と提携して年間600tの機能的堆肥（デナグロス堆肥、半熟堆肥）を自家製造し、10a当たり4t施用している。
- ・その他、野菜の栽培前後に緑肥（えん麦）を導入し、ミネラルや貝化石・菌体資材の投入、無材暗渠を実施している。



写真3 堆肥の切り返し

こまつな

主成分	資材名	施用量 (kg/10a)	施用方法	施肥要素量(kg/10a)		
				窒素	リン酸	カリ
有機質肥料	鶏糞	300	全面施用	2.3	5.0	3.0
	魚かす	60		5.1	4.5	1.5

追肥、健全育成としてオーガニック332、万田酵素31号を使用。

だいこん

ボロンアップハイグリーン(ホウ素1%・苦土13.5%)を45kg/10a散布している。

にんじん

主成分	資材名	施用量 (kg/10a)	施用方法	施肥要素量(kg/10a)		
				窒素	リン酸	カリ
有機質肥料	魚かす	60	全面施用	5.1	4.5	1.5
	ベストグアノ	40		0.03	30.5	0.7

その他、ボロンアップハイグリーン(ホウ素1%・苦土13.5%)を45kg/10a散布している。

白かぶ

主成分	資材名	施用量 (kg/10a)	施用方法	施肥要素量(kg/10a)		
				窒素	リン酸	カリ
有機質肥料	ヒトデパワー	100	全面施用	1.5	1.4	0.7
	鶏糞	200		2.3	5.0	3.0
化学肥料	旭レッド	20		15.0	6.0	9.0

大豆

主成分	資材名	施用量 (kg/10a)	施用方法	施肥要素量(kg/10a)		
				窒素	リン酸	カリ
有機質肥料	鶏糞	100	全面施用	2.3	5.0	3.0
化学肥料	S320(豆用)	40		3.0	20.0	10.0
有機質肥料	MOOCAL700	500倍(3回)	葉面散布	0.0	0.0	0.01

(2)病虫害防除

作物名	病虫害名	防除時期	防除対策
こまつな	コガ、ヨウムシ	9/26	薬剤散布 1回:チュンアップ BT 2,000倍
だいこん	タネハエ、コガ、ヨウムシ、アブラムシ	8/11	播溝施用 1回:フォース粒剤 9kg/10a
		9/1、9/11	薬剤散布 3回:カスケード乳剤、チュンアップ BT 2,000倍、DDVP50 1,000倍
にんじん	ハキジメイガ	8/23、8/25	薬剤散布 2回: DDVP50 1,000倍
白かぶ	カブラチ、コガ、ヨウムシ	8/24	アグリワン 30kg/10a
		9/1	播溝施用 1回:フォース粒剤 4kg/10a
		9/15、9/22	薬剤散布 2回:マラソン乳剤 1,000倍
大豆	アブラムシ、マメシロイガ	6/25、7/14、7/26	ゲットアウト: 3,000倍

展着剤にはオアシス21を使用。

緑肥作物(ヘイオーツ)を導入することで、だいこんやにんじんのセンチュウ対策につながっている。

(3)雑草対策

<p>【問題となる雑草】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イネ科雑草(ヒエ等) ・広葉雑草(シロザ、ツユクサ等)
<p>【除草方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・だいこん(露地)~カルチ1回 ・コマツナ、白かぶ~手押し式除草機による畝間除草1回 ・大豆、にんじん~薬剤で処理しきれないシロザ、ツユクサは手で抜き取り
<p>【抑草対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マルチ栽培を取り入れ、雑草の生育を抑える。

4 生産物の出荷・販売

- ・販売先はコープさっぽろ(北広島店、エルフィン店、えべつ店、野幌店)、恵庭市道の駅直売所「かのな」、卸業者や卸売市場、スーパーマーケット、自然食品店等である。

5 消費者との交流の取組

- ・ コープさっぽろと提携して、豆腐や味噌づくりの出前授業を開催している。また、直接農場に来てもらい、大豆の種まきや枝豆の収穫等の農作業体験を実施するなど、消費者と交流を図りながら、農業への理解を深めている。
- ・ その他にも農園では、種まきや収穫等の体験ができるようになっている。



写真4 枝豆の収穫体験



写真5 味噌づくり体験

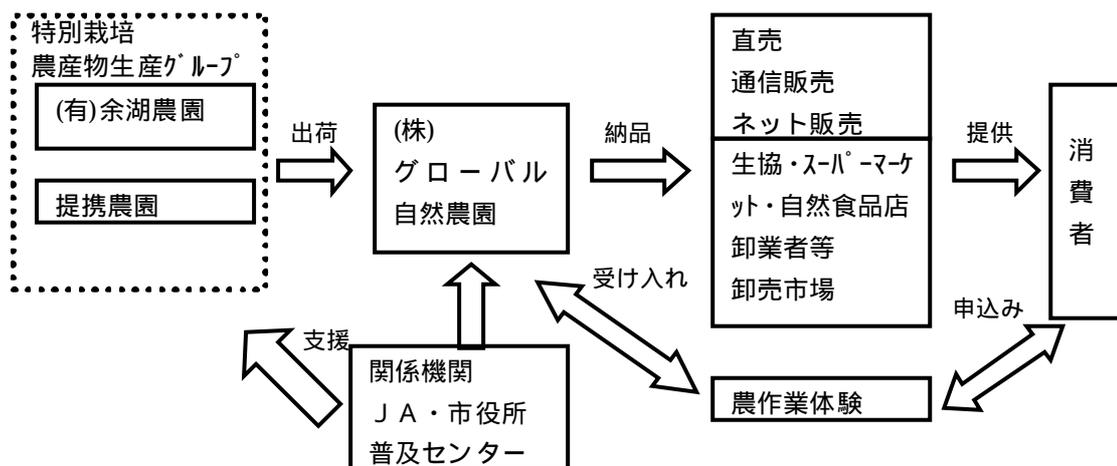


写真6 農産加工品

6 生産者のつながり、関係機関・団体等との関わり

- ・ 消費者に安定供給を図るため、平成3年に販売会社(株)グローバル自然農園を設立した。
- ・ (株)グローバル自然農園は、『こだわり野菜』の流通と消費者との交流を担っている。

(株)グローバル自然農園を中心とした体制図



7 今後の課題と方向

- ・ 特別栽培にこだわった土づくりを重視した取り組みを継続し、品質の良い農産物の生産を目指す。
- ・ 規格外の農作物については、農産物を加工することで付加価値が高められるが、製品化するまでには時間がかかるとともに手間もないので、異業種と提携して規格外の野菜をフリーズドライ化させ、さらに粉末に加工し、販売するまでに至った。今後は粉末にした大豆を利用して麺に練り込み製品化を図る。
- ・ 現在、農作業体験のみ受け入れているが、将来は農作業体験の他に収穫した農産物を加工する施設を設置し、また直売所も備わった観光農園を開く等、農業者ならではの販売を展開する。

作成：石狩農業改良普及センター

《 参 考 资 料 》



はじめに

1 計画策定の趣旨及び目的

農業は、本来、その生産を太陽の光と自然界の物質循環に依存しており、持続的に発展していくためには、生産活動に伴う環境への負荷をできる限り低減させるなど、環境と調和のとれた農業生産を確保することが重要です。

また、北海道農業は、恵まれた自然条件を生かし、消費者ニーズに応えながら、消費者に信頼される安全・安心な農畜産物の生産を進めることが求められています。

このため、道では、農業の自然循環機能を維持増進させるよう、有機物の施用などによる健全な土づくりを基本に、化学肥料や農薬の使用を必要最小限にとどめるクリーン農業やそれらを基本的に使用しない有機農業を推進しています。

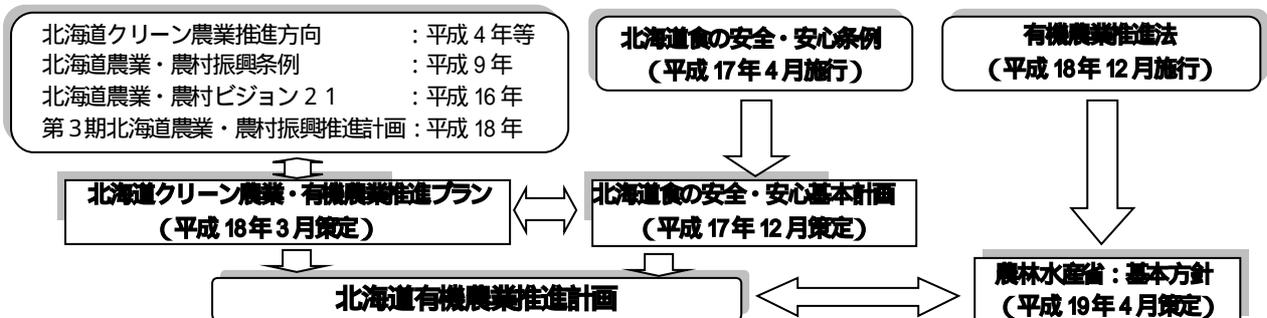
とりわけ有機農業は、環境と調和のとれた北海道農業の推進、環境への負荷の低減や生物多様性の保全に資するとともに、より安全・安心な農産物を求める消費者ニーズへの対応、中山間地域や過疎地域の振興、あるいはグリーン・ツーリズムとの連携による農村地域の活性化、地産地消の推進等、新たな時代の北海道農業を構築する上で多くの可能性を有しており、北海道農業が消費者の信頼を得て、持続的に発展していくための進むべき一つの道として、時代の要請となっていることから、「北海道食の安全・安心条例」(平成 17 年 3 月 31 日制定 北海道条例第 9 号)に位置付けて、推進しています。

このような中、平成 18 年 12 月に、我が国の有機農業の確立と発展を目的とする「有機農業の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 112 号。以下「有機農業推進法」という。)が公布、施行され、さらに、19 年 4 月には、農林水産省により「有機農業の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が策定されるなど、有機農業の全国的かつ総合的な推進が期待されています。

この「北海道有機農業推進計画」(以下「推進計画」という。)は、有機農業推進法第 7 条第 1 項の規定に基づいて策定するとともに、北海道食の安全・安心条例第 9 条に基づく「北海道食の安全・安心基本計画」(平成 17 年 12 月策定)及び「北海道クリーン農業・有機農業推進プラン」(平成 18 年 3 月策定)に定める有機農業の推進の考え方に沿って、道が進めようとする有機農業の推進に関する施策の具体的な展開方向を示しています。

市町村や農業協同組合等においては、この推進計画が地域に即した有機農業の取組を進める際の参考として活用されることを期待しています。

図 1 計画の位置づけ



2 計画期間

この推進計画の計画期間については、農林水産省が策定した基本方針と整合させ、平成 19 年度からおおむね 5 年間とします。



第1 有機農業推進の基本的な考え方と目標

1 有機農業をめぐる情勢

- (1) BSEの発生、食品表示や農薬に関わる不祥事など、食をめぐる様々な問題の発生などから、食の安全・安心の確保は急務となっており、消費者から安心して購入できる有機農産物に対する期待が高まっています。
- (2) また、環境に対する国民の意識も高まっており、生産活動に伴う環境への負荷をできる限り低減させるなど、有機農業やクリーン農業などにより環境と調和のとれた農業生産を確保することが重要となっています。
- (3) 農業をめぐるのは、WTO農業交渉や日豪EPA交渉など、国際化が急速に進展しています。
- (4) 国においては、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づく、品目横断的経営安定対策や農地・水・環境保全向上対策等の一連の農政改革が平成19年度からはじまっています。
- (5) 北海道では、3年のクリーン農業の取組開始時から、「北海道クリーン農業推進方向」（平成4年3月）などを策定し、クリーン農業の中に有機農業を位置づけて推進しており、18年3月に策定した「北海道クリーン農業・有機農業推進プラン」では、有機農業の推進を明確に位置付けています。
- (6) 9年4月に制定した「北海道農業・農村振興条例」では、環境と調和した持続的発展が可能な農業を推進することとし、この条例に基づき、18年3月に策定した「第3期北海道農業・農村振興推進計画」で、有機農業の推進を位置付けています。
- (7) 16年3月に策定した「北海道農業・農村ビジョン21」は、農業・農村の将来像とその実現に向けた取組の基本方向を示したところであり、その中に有機農業の推進を位置付けています。
- (8) 15年度には、有機栽培農家に対するアンケート調査や栽培実態調査を行い、有機農業の実態把握に努め、16年度から「有機農業総合推進事業」を開始し、有機農業技術の開発や普及をはじめ、消費者に対する有機農業の普及啓発や生産者と消費者の交流促進などの取組を推進しています。
- (9) さらに、17年3月に制定した「北海道食の安全・安心条例」では、有機農業の推進を位置づけるとともに、この条例に基づき、17年12月に策定した「北海道食の安全・安心基本計画」においても、有機農業技術の開発や普及などの施策を位置づけ、取組を進めています。
- (10) 有機農業に関する制度では、有機食品の表示について、11年の「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）の改正により、有機農産物及び有機農産物加工食品の日本農林規格が制定され、13年4月から、

統一的な基準で生産されたもののみ、「有機」・「オーガニック」などと表示することが可能となっています。また、17年度には有機畜産物の日本農林規格が新たに制定されています。

- (11) 18年12月に、我が国の有機農業の確立と発展を目的とした有機農業推進法が公布、施行されるとともに、19年4月には、有機農業の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講じるための基本的な事項を定めた「基本方針」が策定され、有機農業の全国的かつ総合的な推進が期待されています。

2 有機農業の現状と課題

- (1) 平成17年12月末現在、道内では約330戸の農家がJAS法に基づく認定を受けて有機農業に取り組んでいます。
- (2) 15年度に実施した道のアンケート調査では、有機栽培に取り組んでいる農家1戸当たりの平均経営面積は11.7ha、うち有機栽培は3.9haで、多くの農家が特別栽培農産物の栽培などと並行して有機栽培に取り組んでおり、栽培している作物は、馬鈴しょ、大豆、水稲、そば、たまねぎ等が多い状況となっています。
- (3) また、18年度に実施した道民意識調査では、有機農産物に対する消費者のイメージは、約8割の人が「安全・安心な農産物」としており、今後の利用についても多くの人が購入の意向を示しています。
- (4) 有機農業は、環境と調和した北海道農業の推進、より安全・安心な農産物を求める消費者ニーズへの対応、地産地消や産消連携の取組、中山間地域や過疎地域の振興、あるいはグリーン・ツーリズムとの連携による農村地域の活性化等、新たな時代の北海道農業を構築する上で多くの可能性を有していますが、生産や販売面では、
- ア 栽培技術が確立していないため収量が不安定
 - イ 除草作業などの労力がかかる
 - ウ 多様な生物相の形成や土づくりなど、生産基盤の確立までに年月を要する
 - エ 有機農業を行う農業者（以下「有機農業者」という。）間のつながりが乏しく、地域ぐるみの取組の広がりが少ない
 - オ 有機農業者自らが販路を開拓しなければならない
- などの課題があり、有機農業に取り組む農家数は伸び悩んでいる状況となっています。
- (5) さらに、流通・消費面では、実需者や消費者の多くは、有機農産物を、「安全・安心」、「健康によい」とのイメージによって選択していますが、環境への負荷を大幅に低減、生物多様性の保全に資する有機農業の重要性についての理解は未だ十分とはいえない状況にあります。また、多くの人が今後利用したいとしていますが、「購入できる場所が身近にない」など、販売体制の整備も課題となっています。

表1 有機JAS認定農家戸数の年次別推移
(単位：戸、%)

区分	14年	15年	16年	17年
全国	3,670 (0.1)	4,501 (0.2)	4,742 (0.2)	4,636 (0.2)
北海道	199 (0.3)	289 (0.4)	295 (0.4)	331 (0.6)

資料：「農林水産省「県別有機認定事業者数一覧」

注1：各年12月末現在の数値。ただし、14年は14年5月14日現在、15年は16年1月31日現在。

注2：()は、各年の総農家戸数に占める割合

表2 支庁別の有機JAS認定事業者数
(単位：件)

区分	製造業者	生産行程管理者	小分け業者	輸入業者
石狩	10	33	24	
渡島	2	5	4	
檜山		7		
後志	3	9		
空知	2	47	6	
上川	9	63	9	2
留萌		2		
宗谷				
網走	3	32	1	
胆振		13		
日高		1		
十勝	1	14	4	
釧路			1	
根室				
合計	30	226	49	2

資料：農林水産省「県別有機認定事業者数一覧」(17年12月末現在)

注：認定事業者数であるため、農家戸数と一致しない

表3 有機農産物に対するイメージ
(単位：%)

回答区分	回答率
安全・安心な農産物	77.7
健康によさそう	51.3
価格が高い	38.9
品質がよくおいしい	13.5
普通の農産物と変わらない	4.2
形や色が悪い	3.8
無回答	0.7

資料：北海道「平成18年度道民意識調査」

表4 有機農産物の今後の利用
(単位：%)

回答区分	回答率
価格が低くなれば購入したい	56.3
購入できる場所が身近にあれば購入したい	34.5
今後も現在と同程度に購入したい	29.3
今後は量や種類を増やして購入したい	28.1
有機農産物の良さがわかれば購入したい	20.4
購入したくない	1.4
無回答	1.3

資料：北海道「平成18年度道民意識調査」

3 有機農業の推進に関する目標

北海道の恵まれた自然や気象条件を生かし、環境への負荷を最小限にし、できる限り地域の有機質資源の有効活用や循環利用を行う北海道らしい資源循環型の有機農業の普及・定着を図るため、地域における有機農業の取組の拡大、有機農業技術の開発・普及の促進、有機農業に対する消費者の理解の促進、有機農業により生産される農産物の販路の確保、有機農業者や流通業者、販売業者、消費者等の連携体制の確立の5項目を基本的な推進方針として、次のとおり推進に関する目標を設定します。

また、この推進計画における有機農業は、有機農業推進法第2条の定義のとおりであり、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいいます。

さらに、JAS法では、有機農産物や有機畜産物等有機食品の検査認証制度を規定しており、農林水産大臣に登録した第三者機関(登録認定機関)が、有機農産物等の生産行程管理者(農家や農業生産法人等)や製造業者を認定し、認定を受けた者が、有機農産物や有機加工食品について、有機JAS規格に適合しているかどうかを格付けし、その結果、適合していると判断されたものに有機JASマークを付し、「有機」の表示をしています。

有機農産物は、生産方法について日本農林規格が定められており、農業の自然循環機能の維

持増進を図るため、たい肥等による土づくりを行い、播種・植付け前2年以上及び栽培中に(多年生作物の場合は収穫前3年以上)、原則として化学肥料及び農薬は使用しないこと、遺伝子組換え種苗は使用しないことなどが定められています。

(1) 地域における有機農業の取組の拡大

有機農業者は、自然循環機能の増進、環境の保全、生物多様性の保全、消費者に対する安全・安心な農産物の供給などの面で理念を同じくするものの、個々の生産方式の違いなどから、有機農業者間のつながりや地域農業との関わりが乏しく、その取組はまだ少数にとどまるなど、有機農業の取組の拡大に当たっては、有機農業者間の連携による地域ぐるみの取組の促進が重要となっています。

このため、地域の有機農業者間の結びつきを強め、有機農業の取組を地域ぐるみの取組へと拡大できるよう、有機農業者間の連携体制の構築を図るとともに、有機農業者や有機農業を行おうとする者(以下「有機農業者等」という。)が、有機農業による経営を安定して展開できるようその取組に対し支援に努めます。

有機農業に取り組む農家戸数の目標

平成 17 年度(現状) 331 戸 平成 25 年度(目標) 1,300 戸
(有機農業に取り組む戸数は、有機 JAS 認定農家戸数)

(2) 有機農業技術の開発・普及の促進

有機農業は、化学肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本としていますが、栽培技術が確立していないため収量が不安定であること、除草作業などに多くの労働時間がかかること、土づくりなど有機農業の生産基盤を確立するまでに年月を要することなど多くの課題を抱えており、有機農業の取組の拡大に当たっては、こうした有機農業の抱える技術的な課題を克服し、農業者が容易に有機農業に従事できるようにすることが重要となっています。

このため、先進的に取り組んでいる有機農業者の生産実態などを踏まえ、農産物の収量や品質、農業経営の安定性を向上させる技術、病害虫が発生しにくい栽培環境づくりに資する技術、効率的な雑草の防除技術、土づくり技術、環境への負荷や家畜へのストレスを最小限に抑える有機飼料栽培技術、家畜飼養技術の開発を進めるとともに、農業試験場が開発した技術や先進的な有機農業者の有する実践技術の普及指導体制の整備に努めます。

(3) 有機農業に対する消費者の理解の促進

消費者の多くは、有機農業により生産される農産物を、「安全・安心」、「健康に良い」とのイメージによって選択していますが、一方で「価格が高い」、「良さがわかれば購入したい」とする消費者もいるように、自然循環機能の増進、環境への負荷の大幅な低減、生物多様性の保全等といった有機農業が本来有する機能についての消費者の理解は十分とはいえない状況となっており、有機農業の推進に当たっては、消費者の有機農業に対する理解の増進が重要となっています。

このため、食育、地産地消、農業体験学習、都市農村交流等の取組を通じて、消費者が有機農業者の実践的な取組に直接ふれあう機会を創出し、有機農業者の理念や生産の手間

など消費者に対する有機農業の普及啓発に努めます。

(4) 有機農業により生産される農産物の販路の確保

有機農業により生産される農産物は、有機農業者自らが、消費者や専門の小売店との信頼関係を構築し、直接販売を行っている場合が多く、一般の農産物の流通販売体制に比べ、その体制が充実していない状況となっており、また、消費者からは、「売っている店がない（わからない）から購入しない」、「購入できる場所が身近にあれば購入する」という意見が多いことなどから、販売体制の確立が課題となっています。

このため、有機農業者、有機農業の推進に取り組む団体（以下「有機農業推進団体」という。）流通業者及び販売業者等と連携・協力して、有機農業により生産される農産物の流通、販売又は利用の拡大に努めます。また、JAS法に基づく有機農産物等についての適正な表示を推進し、消費者や実需者の有機農産物等に対する信頼の確保に努めます。

(5) 有機農業者や流通業者・販売業者・消費者等の連携体制の確立

有機農業により生産される農産物に対する需要は、消費者や実需者の関心が高く、今後とも拡大するものと考えられることから、有機農業者が有機農業による経営を安定して展開できるよう、生産、流通、販売及び消費の各方面の取組が相互に連携・協力した体制の下で、有機農業を推進することが重要となっています。

このため、有機農業者、有機農業推進団体、農業者団体、流通業者、販売業者及び消費者等が、生産上の課題、需給動向を踏まえた生産、販路の確保、消費者や実需者の利用の拡大などについての情報や意見の交換などを行う体制の構築に努めます。



第2 有機農業の推進施策

1 地域における有機農業の取組の拡大

(1) 生産体制の整備

- ア 有機農業の取組が地域ぐるみの取組に発展するよう、地域有機農業者のネットワークづくりを進めます。
- イ 有機農業の取組を推進するために必要な共同利用機械・施設の整備に対する支援に努めます。
- ウ 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成11年法律第110号)第4条第1項の規定に基づく持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画(以下「導入計画」という。)の策定を有機農業者等に積極的に働きかけ、導入計画の策定及び実施に必要な指導及び助言、農業改良資金の貸付け等による支援に努めます。
- エ 農地・水・環境保全向上対策を活用し、有機農業を含め、環境負荷を大幅に低減する地域でまとまって行う先進的な取組に対して、当該取組を行う農業者に配分可能な交付金等を交付することにより、有機農業者の支援に努めます。
- オ 地域における有機農業の取組を含めた振興計画の作成や地域ぐるみの取組に際し、指導・助言などを行うとともに、有機農業者や有機農業推進団体等の協力を得て、地域における有機農業に関する技術の普及及び習得を促進します。
- カ 農地の排水性や土質の改善を図るための暗渠排水・土層改良などの土地基盤整備を促進します。

(2) 有機農業者等の育成・確保

- ア 有機農業推進団体と連携・協力し、有機農業者等をはじめ、市町村や農業協同組合の職員等に対し、有機農業に関する各種制度等の研修会や栽培流通技術等の講習会等の開催を促進します。
- イ 有機農業者等に対し、有機農業推進団体と連携・協力し、研修受入れ農家などの実践的な研修情報の提供を促進します。
- ウ 有機農業を行おうとする者に対し、有機農業推進団体と連携・協力し、有機農業の理念や作物別の栽培技術等について、実践的な研修講座の開設を促進します。
- エ 有機農業により新たに就農をめざす者に対し、(社)北海道農業担い手育成センター及び市町村段階の地域担い手育成センターと連携して、就農相談や情報の提供等に努めます。
- オ 有機栽培技術の開発や技術情報の提供を通じて、有機農業により生産される農産物の安定生産や栽培の省力化、病害虫対策の普及啓発を行います。
- カ 有機農業を行おうとする者に対して適切な指導及び助言が行われるよう、有機農業者や有機農業推進団体等と連携・協力して、市町村、農業協同組合等の職員を対象に、必要な情報を提供します。

(3) 地域資源の循環利用等の増進

- ア 地力増進法に基づき、土壌の性質の改善目標や具体的な改善策を示した対策指針に沿った施肥の合理化や土壌管理の適正化、土地改良などを関係機関・団体と連携して促進します。
- イ 土壌診断に基づく施肥を行うなど、地域の実情を踏まえた土づくりを促進します。

- ウ 稲わらや麦稈などのほ場副産物の積極的な利用、緑肥作物の畑作・野菜作への導入を促進するとともに、地域の実態に応じて家畜の導入や有畜農家と耕種農家の連携を進めるなど、有機物の活用や地域内資源の循環利用を促進します。
- エ 環境との調和のとれた農業生産活動規範の普及・推進に努めます。
- オ 家畜ふん尿処理施設の計画的な整備に努めるとともに、有機質資源として有効活用を促進するための技術を開発するなど、家畜ふん尿の適正な管理・利用を促進します。
- カ 有機農業に関連した地域の創意工夫のある幅広い取組みを促進するため、家畜ふん尿などバイオマスの多様な利用方法に関する情報の提供を行うとともに、地域の特性を踏まえたバイオマスタウン構想の策定などを促進し、バイオマスの利活用の総合的な推進に努めます。

2 有機農業技術の開発・普及の促進

- (1) 病害虫に強い品種の開発を進めます。
- (2) 有機栽培における望ましい土壌管理法や土壌特性に応じた有機質資源の利用法などの開発を進めます。
- (3) 有機栽培の実態調査をもとに、収量や品質の変動要因を明らかにするとともに、病害虫や雑草の防除技術の開発を進めます。
- (4) 有機栽培農家の経営実態調査をもとに、経済的な目標（収量、販売価格、所得）を明らかにします。また、有機栽培の導入を円滑に進展させるための経営モデルを提案します。
- (5) 有機畜産物の日本農林規格で規定される有機飼料の生産技術、動物福祉や予防を重視した飼養管理技術などの確立に取り組み、疾病の発生を抑え、病気の治療に使う抗生物質及びホルモン剤の使用を低減する生産技術の開発を進めます。
- (6) 有機栽培ほ場における環境負荷や生物相の実態解明及び環境評価技術の開発を進めます。
- (7) 普及指導員に対する有機農業に関する技術及び知識を習得させるための研修の内容、情報提供の充実を図るとともに、普及指導体制の整備を進めます。
- (8) 有機農業者等の技術に対するニーズを的確に把握し、それを試験研究機関における研究開発に反映させるよう努めます。

3 有機農業に対する消費者の理解の促進

- (1) インターネットの活用や地域における有機農業セミナーの開催等により、有機農業や有機農業により生産される農産物についての正しい知識の普及啓発や情報提供を行います。
- (2) 有機農業推進団体等による消費者の理解と関心を増進するための自主的な活動を促進するため、これらの者の取組についての情報の受発信に努めます。
- (3) 道が推進する「愛食運動」と連携し、「愛食の日」の普及啓発や「北のめぐみ愛食フェア」の開催などにより、消費者と有機農業者等との結びつきを強化します。
- (4) 家庭、学校、地域など様々な場面で、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得する「食育」の取組と連携し、地域の条件等を生かし、必要に応じて有機農業や有機農業により生産される農産物についての情報の普及を進めます。
- (5) JAS法に基づく登録認定機関（以下「登録認定機関」という。）と連携して、消費者に対し、JAS法に基づく有機農産物等の表示ルールや検査認証制度についての普及啓発に努めます。

4 有機農業により生産される農産物の販路の確保

- (1) 有機農業者、有機農業推進団体、流通業者及び販売業者等が、有機農業により生産される農産物の販路の確保に向けた情報や意見等を交換する体制を整備するとともに、これらの者が連携、協力して行う小売店や量販店等における販売コーナーの設置やイベントの開催など、利用の拡大を促進します。
- (2) 有機農業者等による小売店や量販店など流通・販売業との連携や消費者への直接販売など「顔が見え、話ができる」関係づくりを促進します。
- (3) 有機農業により生産される農産物について、有機農業者、有機農業推進団体、流通業者及び販売業者等と連携・協力しながら、有機農業者と消費者・実需者等との交流や積極的なPR等により、流通・消費の拡大を促進します。
- (4) 道が推進する「愛食運動」と連携し、有機農業者等による直接販売や消費者の生産活動への参加等を促進するとともに、有機農業者、有機農業推進団体、農業団体、流通業者、販売業者及び実需者等の意見交換や商談の場を設定するなど、その橋渡しに努めます。
- (5) 流通業者、販売業者、実需者及び学校関係者等に対し、有機農業による農産物の生産、流通・販売に関する情報を提供し、積極的な利用を促進します。
- (6) 登録認定機関と連携して、有機農業者、有機農業推進団体、流通業者及び販売業者等に対し、JAS法に基づく有機農産物等の表示ルールや検査認証制度の適正な運用についての普及啓発に努めます。

5 有機農業者や流通業者・販売業者・消費者等の連携体制の確立

有機農業者、有機農業推進団体、農業団体、流通業者、販売業者、消費者及び行政など幅広い関係者の参加によって、有機農業の情報や意見の交換を行うなど、有機農業を推進するネットワークづくりを進めます。



第3 有機農業の推進体制の整備

1 道における推進体制の整備

- (1) 有機農業による農産物の生産、流通、販売及び消費の各側面から有機農業の推進のために必要な施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるため、これらの施策を担当する部局間の情報共有化や連携を確保する体制を整備します。
- (2) 支庁や農業改良普及センターなどを通じ、地域における栽培研修会や有機農業セミナーなどの取組を進める体制を整備します。

2 有機農業技術の開発・普及の推進体制の整備

- (1) 道立農業試験場、行政、有機農業者及び有機農業推進団体等が、研究開発の計画的かつ効果的な推進のための情報の交換を行う体制を整備します。
- (2) 道立農業試験場と行政が一体となって、試験研究課題の設定や研究開発の進捗状況を検討する体制や有機農業者等に対し、研究成果を発表する機会を整備します。
- (3) 有機農業者や有機農業を行おうとする者に有機農業技術の普及指導などの支援を行うことができるよう、農業改良普及センターにおける有機農業の普及指導体制を整備します。

3 市町村及び農業協同組合における推進体制の整備

- (1) 市町村や農業協同組合に対し、有機農業の推進に関する施策についての情報を提供し、その共有化を図り、有機農業者等に対する指導助言等相談体制の整備に努めます。
- (2) 市町村、農業協同組合、有機農業者及び有機農業推進団体などと協力して、実証ほの設置や有機農業者と消費者等の交流などの取組が展開できる体制の整備に努めます。

4 関係機関・団体の推進体制の整備

- (1) 北海道有機農業協同組合など、有機農業の推進に取り組む全道的な関係機関・団体が、有機農業の推進に向けた取組を行う場合には、道や流通業者、販売業者等と連携して行う体制の整備に努めます。
- (2) 有機農業を行おうとする者に対して適切な指導及び助言が行われるよう、有機農業者や有機農業の推進に取り組む全道的な関係機関・団体と連携・協力する体制の整備に努めます。



第4 その他有機農業の推進に必要な事項

1 有機農業者等の意見の反映

有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業者や有機農業推進団体等との意見交換その他の方法により、有機農業者、その他の関係者及び消費者の当該施策についての意見や考え方を積極的に把握し、これらを当該施策に反映させるよう努めるとともに、有機農業による農産物の生産、流通及び販売の多様性を生かして進めるよう努めます。

2 有機農業に関する情報の受発信

- (1) 行政と有機農業者、有機農業推進団体、登録認定機関、流通業者、販売業者及び実需者等は、インターネットの活用などにより、有機農業による農産物の生産、流通・販売及び消費の動向等に関し、相互に有する情報の受発信や共有化に努めます。
- (2) 有機農業者、有機農業推進団体、登録認定機関、流通業者、販売業者及び実需者等は、道が、有機農業の推進に関する施策等の検討を行う際に必要とする情報の提供に努めます。

3 調査の実施

有機農業により生産される農産物の生産・流通の動向等の基礎的な情報、有機農業に関する技術の開発ニーズ、有機農業に関する取組事例その他の有機農業の推進のために必要な情報を把握するため、市町村、農業団体、登録認定機関、有機農業推進団体及び有機農業者等の協力を得て、調査を実施します。

4 推進計画の見直し

この推進計画は、平成19年度からおおむね5年間を計画期間として定めるものとしますが、国の基本方針の見直しや有機農業を取り巻く情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行うことができるものとします。

有機農業の推進に関する法律

公布 平成十八年十二月十五日

(目的)
第一条 この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

(基本理念)
第三条 有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 有機農業の推進は、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を手に入れることができるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 有機農業の推進は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、有機農業を行う農業者（以下「有機農業者」という。）その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。

4 有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)
第四条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。

(法制上の措置等)
第五条 政府は、有機農業の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本方針)
第六条 農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次の事項を定めるものとする。

- 一 有機農業の推進に関する基本的な事項
- 二 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
- 三 有機農業の推進に関する施策に関する事項
- 四 その他有機農業の推進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(推進計画)
第七条 都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画（次項において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(有機農業者等の支援)
第八条 国及び地方公共団体は、有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(技術開発等の促進)
第九条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するため、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(消費者の理解と関心の増進)
第十条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の消費者の有機農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(有機農業者と消費者の相互理解の促進)
第十一条 国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、有機農業者と消費者との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査の実施)
第十二条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関し必要な調査を実施するものとする。

(国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援)
第十三条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(国地方公共団体に対する援助)
第十四条 国は、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策に関し、必要な指導、助言その他の援助をすることができる。

(有機農業者等の意見の反映)
第十五条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業者その他の関係者及び消費者に対する当該施策について意見を述べる機会を付与し、その他当該施策にこれらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)
 1 この法律は、公布の日から施行する。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)
 2 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第六六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）」を、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）及び有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第一百二十号）」に改める。

(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正)
 3 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中第四十条第三項の改正規定を次のように改める。

第四十条第三項中「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）」の下に、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）」を加える。

北海道農政部食の安全推進局食品政策課クリーン・有機農業グループ

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

TEL 011-231-4111 (内線 27-674)

FAX 011-232-7334

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/yuki/index5.htm>